

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第70号

ツーショットダイヤルの架空請求に注意！！

メールや電話、ハガキによる利用した覚えのないサイト利用料等の架空請求が増加しています。最近「G 通信社という業者から、10年以上前のツーショットダイヤルの利用料が未納だと、封書や電話で請求された」というご相談が、立て続けに寄せられていますので、注意が必要です。

【県内事例①】

「ツーショットダイヤルの料金が未納だ」と夫宛てに電話があった。「請求書はあるか」と尋ねたところ、調査費用や損害費などを加算した12万円余りもの高額な料金を特定記録郵便で請求してきた。電話しないと訪問回収部に移管すると書かれている。

(60代女性)

【県内事例②】

夫の職場に、10年以上前のツーショットダイヤルの料金を請求する電話が架かってきて、困っている。調査費用や事務手数料、サーバー管理費などが加算され、請求額は10万円を超えている。

(30代女性)

アドバイス

1. 数千円の未納料金に、調査費用や事務手数料、サーバー管理費、損害費などを加算して、10万円以上の高額な請求をする手口です。
2. 利用履歴など古い個人情報を使った架空請求と思われるので、対応する必要はありません。封書や電話で督促されても、相手にせず無視してください。
3. そもそも債権発生日が古く、仮に未納料金があったとしても、時効成立の可能性が高いと思われます。事例のG通信社については、架空請求事業者として公表している自治体もあります。
4. 不審に感じたときは、すぐに消費生活センターや警察（全国共通短縮ダイヤル#9110）にご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999